高齢者相談の手引

社会福祉法人　福井県社会福祉協議会

発刊にあたって

社会福祉法人　福井県社会福祉協議会では、嶺北・嶺南において高齢者およびそのご家族が抱える悩みや専門的な相談に無料で応じる「高齢者専門相談窓口」を設置しており、専門相談員による法律・年金・税金・もの忘れ・介護相談を実施しています。当窓口に寄せられる相談内容の中には、複雑で多様化し、一人の方がいくつもの問題を抱えているケースや、専門職でも対応に苦慮する複雑な事例もたくさんあります。

このたび、この１年間に寄せられた相談や、近年改正された法律等にもとづく事例の中から、身近な内容を選び、「高齢者相談の手引」を作成しました。

また、併せて、県内地域包括支援センター等の相談窓口一覧、介護・認知症等各種情報を掲載いたしました。

この冊子が、高齢者およびそのご家族の方々が明るく健康に暮らせるよう、相談業務に携わっている方をはじめ、多くの方々にご活用いただければ幸いです。

令和２年３月

目　次

相談事例（法律、年金、税金、認知症・介護、権利擁護）………………… 1

成年後見制度・福祉サービス利用援助事業 ………………………… 15

福井県内の地域包括支援センター ………………………………… 17

福井県内の各種相談窓口一覧 ……………………………………… 33

介護・認知症等各種情報 …………………………………………… 43

高齢者専門相談窓口のご案内

※地域包括支援センターと各種相談窓口一覧は、令和２年２月末現在の情報を掲載しています。

相談事例

法　律

1. 施設に入所する際の保証人
2. 祖先を祭るための祭祀（さいし）財産
3. 複数の遺言書が出てきたら
4. 預貯金の仮払い制度

年　金

5. 在職老齢年金
6. 年金生活者支援給付金

税　金

7. 年金受給権の評価方法
8. 施設へ入居した後の居住用財産の売却

認知症・介護

9. 運転免許証の自主返納制度の活用
10. 高齢者の消費者被害

権利擁護

11. 養護者による高齢者虐待
12. 認知症高齢者を見守るネットワークとは

施設に入所する際の保証人

Q.1

私は施設関係者です。最近、入居者のＡさんに成年後見人が選任されたのですが、成年後見人に身元保証人をお願いできますか？

A.1

施設に入所する際に、身元引受人または身元保証人、あるいは両方の役割を行ってくれる保証人を入居条件にすることがあります。後見人（保佐人、補助人も含む）が保証人になるかどうかは、後見人の判断に委ねられます。

後見人の職務は、本人の日常生活を手助けすること（身上監護）と本人の財産を管理すること（財産管理）です。そのため、本人の財産から施設費等を支払うことはできても、その支払いができない場合に後見人が保証人となって自らの財産より支払いを行ったり、本人を引き取ったりすることは後見人の職務ではなく、保証人になることは職務以外の行為となります。

後見人が本人の親族である場合には、親族の立場から身元保証人（身元引受人）を引き受けることもあり得ます。一方、専門家後見人等の第三者の場合には、引き受けることは期待できないでしょう。

特に専門家後見人の場合には、引き受けること自体が、むしろ職務上問題になることもあり得るため、身元保証人（身元引受人）にはなれません。

詳しくは、当相談窓口等で確認しましょう。

祖先を祭るための祭祀（さいし）財産

Q.2

先祖代々の仏壇や仏具、お墓がありますが、相続財産になるのでしょうか？

A.2

先祖代々の仏壇や仏具、お墓などは祭祀財産（さいしざいさん）といわれます。ほかにも、位牌、神棚といった先祖をまつるために必要なものや、先祖代々の家系図なども祭祀財産になります。これらの祭祀財産は、民法によって、土地や家などその他の相続財産とは区別されています。これは、財産的価値を付けて遺産分割協議で分けるものでないからです。

祭祀財産の承継は、以下の順番により行われます。

①被相続人（故人）が指定する。

②指定がない場合、地方の慣習による。

③指定も慣習もない場合、（争いがあれば）家庭裁判所に申し立て、裁判所が決める。

複数の遺言書が出てきたら

Q.3

父の遺品整理をしていたら、別々の場所から、遺言書が書面で 2 通出てきました。さらに録画による遺言まで出てきました。どう判断すれば良いか分かりません。

A.3

遺言書として有効であるためには、まず書面であることが必要です。したがって録画の遺言は無効です。遺言は、「何度も書き直して良いもの」です。そのため、複数の遺言が見つかることは珍しくありません。

そこで、複数の遺言が見つかった場合どうするかが問題になりますが、これは基本的に「最新の日付のものが有効」と考えられています。一番新しいものが、もっとも故人の最後の意思を反映しているとの考え方です。そのため、遺言を複数見つけたら、まずはそれぞれの「日付（作成日)」を確認するようにしましょう。内容が抵触するときは、接触する部分について一番新しいものが有効です。(接触しない部分は前の日付のものの効力が残ります。)

なお、異なる方式の遺言書が複数でてきた場合も同様です。例えば、前日付の遺言が公正証書で、後日付の遺言が自筆証書遺言なら、原則有効になるのは後日付の自筆証書遺言となります。

預貯金の仮払い制度

Q.4

遺産分割協議成立前に、故人の預貯金を葬儀費用に使いたいのですが、可能でしょうか。

A.4

遺産分割における公平性を図りつつ、相続の資金需要に対応できるよう、預貯金の払戻し制度が 2019 年７月１日から施行されています。預貯金の仮払い制度によって、遺産分割協議の成立前であっても相続人全員の合意がなくても一定額の預貯金の引き出しができることになりました。次の方法で仮払いを受けることができます。

① 金融機関の窓口で直接仮払いの請求をする

遺産である預貯金の一定額までについては、家庭裁判所での手続きを経ることなく引き出すことができるようになりました。ただしこの仮払い方法には上限があり、原則は次の計算式で計算された金額となります。

相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）×１／３×当該払い戻しを行う共同相続人の法定相続分
※一金融機関の上限は 150 万円までです。

例えば預貯金の額が 1,500 万円で、法定相続人が子供２人（長男・次男）の家庭で長男が預貯金を金融機関で仮払い請求した場合は 1,500 万円×１／３×１／２＝ 250 万円となりますが、上限は 150 万円ですのでこの場合配偶者が引き出せるのは最大 150 万円ということになります。

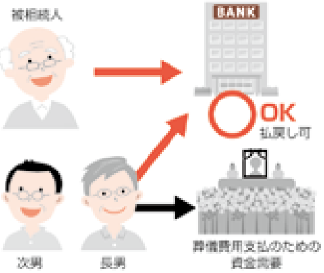

② 家庭裁判所に仮払いの申し立てをする

家庭裁判所に仮払いの申し立てをすることによって、預貯金の引き出しを行うことができる制度です。「仮払いの保全処分」と言います。保全処分には上限が無く、仮払いの必要性が認められた場合は他の共同相続人の利益を害しない限り仮払いを受けることができます。もし自分で手続きをするのが難しい場合は、当専門相談窓口や弁護士などにご相談されたらいかがでしょうか。

在職老齢年金

Q.1

65 歳以降も働く場合、厚生年金の保険料は支払うのでしょうか。

A.1

社会保険の適用事務所に勤務する 70 歳未満の方は、厚生年金保険に加入する義務があるため、厚生年金の保険料を支払うことになります。なお、支払った保険料は退職したとき（70 歳を超えて勤める場合は 70 歳時）の年金額の改定を反映します。

又、65 歳以降も適用事務所に勤務する場合、在職老齢年金として年金額が毎月の給与や賞与と調整されますが、これは 65 歳から支払われる老齢年金の報酬比例部分の年金額が対象となり、65 歳から始まる老齢基礎年金額や老齢厚生年金の経過的加算額は調整されずに全額支給となります。

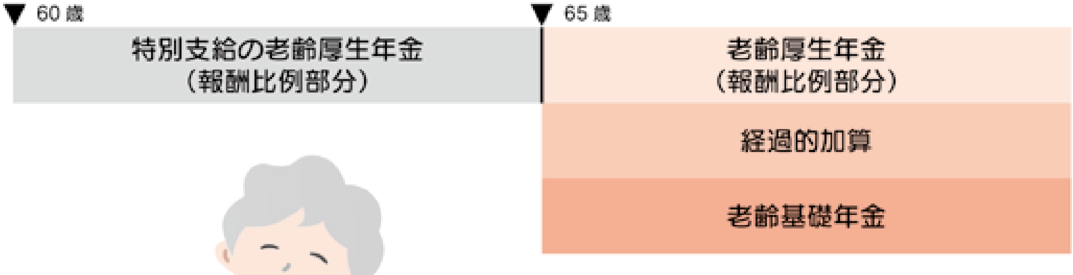

年金生活者支援給付金

Q.2

年金生活者支援給付金とはどのような制度ですか？

A.2

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金生活者を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。主に「老齢年金生活者支援給付金」について説明します。※出典厚生労働省「年金生活者支援給付金について」

◆老齢年金生活者支援給付金

支給要件	① 65 歳以上の老齢基礎年金の受給者 ②「前年の公的年金等の収入金額と「その他の所得 (給与所得や利子所得等)」との合計額が、老齢基礎年金満額相当 (2019 年度は 779,300 円) 以下 ③ 同一世帯の全員が市町村民税非課税
給付金額（月額）	国民年金の保険料納付済期間に基づく額 **= 5,000 円（※ 1）×保険料納付済期間 (月数) / 480 月** 国民年金の保険料免除期間に基づく額 **= 約 10,800 円（※ 2）×保険料免除期間 (月数) / 480 月** ※ 1 毎年度、物価変動に応じて改定。 ※ 2 老齢基礎年金満額(月額)の 1/6(保険料全額免除、3/4 免除、半額免除期間の場合)。ただし、保険料 1/4 免除期間の場合は、老齢基礎年金満額（月額）の 1/12（約 5,400 円)。

◆障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金（参考）

支給要件	障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること、かつ、前年の所得が 462 万 1,000 円以下であること（障害年金・遺族年金等の非課税収入を除いた所得。なお、扶養親族等の数に応じてこの所得基準額は変動）
給付金額（月額）	障害基礎年金（2 級）の受給者 …5,000 円 障害基礎年金（1 級）の受給者 …6,250 円 遺族基礎年金の受給者 …5,000 円

（注）金額については、令和 2 年 2 月末時点

○詳しくは、当専門相談窓口か、お近くの年金事務所 P41「県・各種機関が実施している相談窓口」にてご確認ください。

年金受給権の評価方法

Q.1

年金受給権の評価方法とはどのようなものですか。

※出典国税庁ホームページ

A.1

「年金受給権の評価方法」（相続税法 24 条）とは、生命保険契約による年金受給権（年金を受け取る権利）を相続や贈与によって取得した場合の評価方法のことです。

◆個人年金保険で贈与税の対象となる場合

契約者（A）	被保険者（B）	年金受取人（B）

など、契約者と年金受取人が異なる場合。

◆死亡保険金を年金形式で受け取り、相続税の対象となる場合

契約者（A）	被保険者（A）	年金受取人（B）

など、契約者と被保険者が同一の場合

◆相続・贈与が年金受取開始以後の場合

評価の方法については複数あり、下記の3つうちいずれか多い額が年金受給権の評価額（年金の権利評価額）となります。

1. 年金受給権を取得した時点での解約返戻金相当額
2. 年金に代えて一時金の給付を受けられる場合は一時金の金額
3. 年金の残余期間に応じた、一年当たりの平均額に予定利率による複利年金原価率をかけた額（予定利率とは、生命保険の保険料の計算等に用いられる基礎率の１つです）

どれが適用になるかは個別ケースで異なるので、当専門相談窓口で確認されるとよいでしょう。

相続税・贈与税の対象となった年金の所得税（参考）

相続税法 24 条で評価した後の年金に対する所得税の課税は以下のとおりです。

受け取る年金額のうち、相続税・贈与税の課税対象になった部分は所得税・住民税の課税対象になりませんが、それ以外の部分は 2 年目以降、所得税･住民税の課税対象になります。2 年目以降の課税部分は経過年数ごとに同額ずつ段階的に増加する簡便な計算方法（単位計算）を用います。なお、1 年目は非課税です。

※計算式は年金の種類や、相続税（贈与税）評価割合などによって異なります。

詳しくは、当専門相談窓口にご相談ください。

施設へ入居した後の居住用財産の売却

Q.2

ひとり暮らしの母が体調を壊し、老人ホームへ入居しました。母が所有する自宅を売却しようと思いますが、売却時点で、所有者が居住していない状況です。この場合、居住用財産の特別控除は使えるのでしょうか。

A.2

ひとり暮らしの親が老人ホームに入居したなど、親が存命で実家が空き家になった場合には、一定の要件を満たせば、「マイホームを売ったときの特例」（居住用財産を譲渡した場合の特別控除）が利用できます。この特例は、親が実家に住まなくなった日から3年目の12月31日までに売却すれば、所有期間の長短に関係なく、譲渡所得から最高3,000万円の控除が受けられるというものです。

「マイホームを売ったときの特例」で3,000万円の特別控除を受けるのに必要な条件は、以下の通りです。

1. 自分（この場合、親）が実際に住んでいた家であること。（別荘は対象外）
2. 親が自宅に住まなくなってから3年目の12月31日までに売ること。
3. 売る相手との関係が、親子・夫婦・生計を共にしている親族ではないこと。
4. 実家を売った年の前年、前々年に、「3,000万円特別控除の特例」「特定の居住用財産の買換えの特例」「特定のマイホームの譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」などの特例などを受けていないこと。
5. 同じ年に「特定の居住用財産の買換えの特例」などの特例を受けていないこと。
6. 住宅ローン控除を受けていないこと。など

また、相続した空き家を売却する場合には一定の要件を満たせば、「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」の適用も考えられます。それぞれの特例には、細かく要件が定められており、1つでも条件を満たさないと利用することができません。

詳しくは当相談窓口か、国税庁のホームページでご確認ください。

運転免許証の自主返納制度の活用

Q.1

夫は半年くらい前から、もの忘れが目立ち最近では、標識や信号を見落としたり、駐車した場所がわからなくなったり、そんな夫の運転を子どもはとても心配しています。子どもは独立して遠方に住んでいるため、私は、夫の運転がないと買い物や通院など、どこへ行くにも不自由です。どうしたらいいでしょうか。

A.1

いきいきとした老後の生活を営む上で、車の運転は重要な手段です。しかし、個人差はありますが、身体機能は確実に低下します。

①まずは、本人の安全の確保

認知症を発症しているかどうかに関わらず、運転を継続することは望ましくありません。ご本人が納得したうえで運転を中止できるよう、事故を起こす危険性や車の維持費等の問題も含めて、家族で話し合いましょう。

②認知症の不安があれば、医療機関で正確な診断を受ける

自動車を運転している方に、認知症の不安がある場合は、できるだけ早く医療機関を受診し、正確な診断を受けましょう。担当医から症状や、運転を含めた日常生活への影響について、良く説明を聞きましょう。本人が受診に抵抗があるようであれば、地域包括支援センターに相談しましょう。

◆運転に不安を感じたら…運転免許証の自主返納について

「運転に自信がなくなった」「家族から心配と言われた」などの理由で、ご本人が自らの意思で有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、「運転免許の申請取消し（いわゆる「運転免許自主返納」）」です。更新前に、運転免許証を自主返納すると「運転経歴証明書」の交付を受けることができます。

この証明書は身分証明書の代わりになります。

まずは、最寄りの運転者教育センター、警察署に問い合わせてみましょう。

◆交通手段は「運転経歴証明書」で公共機関が割引に

高齢者運転免許証自主返納後の支援について

運転を卒業した高齢ドライバーとそのご家族が、マイカーに依存することなく充実した生活を続けられるよう、自治体や事業者などによる様々な支援の取組が行われています。

運転免許証を自主返納すると、協力店での購入品の配送サービスや、路線バスやタクシーの減免など様々なサービスを受けられます。また、免許証を自主返納した高齢者本人だけでなく、その同行家族も一部サービスを受けられます。（※地域によって特典やサービスは異なります。）

高齢者の消費者被害

Q.2

　認知症の症状のある同居の母が、家族が留守にしている間に、来訪した業者に勧誘され、自宅の床リフォーム工事を契約していました。断るように何度も母に言ったが、母は業者に勧められるまま、断り切れずの高額な契約をしました。翌日、母が電話で断ったが、別の担当者が来訪し、新たに契約させたようです。その契約書は見当たらず、母に聞いてもよく覚えていないと言います。このような場合どうしたらよいでしょうか。

A.2

　まずは、お近くの「消費生活センター」に相談しましょう。「クーリング・オフ」の手続きがとれる可能性があります。クーリング・オフ制度の対象とならない場合も、商品の嘘の説明による詐欺や誤認による契約取り消し、認知症により契約を判断する能力を欠いていたとして契約が無効となるケースもあります。 次に予防策をとることも大切です。一度悪徳業者にひっかかってしまうと、何度も被害にあう場合があります。

◆被害を未然に防いだり、拡大させないために

1. 判断能力がないことを理由に契約解除することは可能。
2. 無条件に契約解除できるクーリングオフ期間内にすみやかに対応する。
3. 担当のケアマネジャーに相談し、関係者と情報共有し、常に異変がないか、人の目を多くして確認できる体制づくりをする。
4. 主治医に認知症の状況を確認し、契約等、法律上の手続き関係を本人に代わって実施できるようにする「成年後見制度」などによるサポートを受けることも検討しましょう。

○詳しくは、当専門相談窓口か、P41「県・各種機関が実施している相談窓口」にてご確認ください。

養護者による高齢者虐待

Q.1

私が近所づきあいをしている高齢の友人のＢさんは、最近、次男が失業し次男夫婦がＢさんの家に一緒に住むようになったのですが、それからというもの、Ｂさんの様子がとても気がかりです。「次男夫婦から生活費を求められ、お金がなくて困っている。」と度々相談を受けました。先日はＢさんの家から、男の人の大きな怒鳴り声が聞こえてきました。Ｂさんのことがとても心配ですが、何か私にできることはないでしょうか。

A.1

高齢者に対する虐待については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 18 年４月１日施行）において、一次的には市町が虐待を受けている高齢者の保護のための措置や、虐待をしている養護者に対する負担軽減等の支援措置を講ずるべきことが定められています。

また、同法では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町に通報する義務があると定めています。

今回は、「次男夫婦から生活費を求められ、お金がなくて困っている。」「大きな怒鳴り声が聞こえる。」とのことなので、友人の生命または身体に重大な危険が生じているかは明らかではありません。

しかし法律上、虐待を受けたと「思われる」場合に通報義務あるいは通報する努力義務を課していることにも注意が必要です。本件では、虐待があると思われる状態ですので、まず地域包括支援センター（17 ～ 32 ページ記載）に相談してみるとよいでしょう。なお、例えば通報したのに虐待ではなかった場合、その家族から責められてしまうのではないかと不安になる気持ちもあるでしょう。しかし、法律上、市町は通報者を特定させるものを漏らしてはならないと規定されているので安心して下さい。（高齢者虐待防止・養護者支援法第８条、同法第 17 条第２項）

◆早期発見のために

高齢者虐待を食い止めるには、早期発見と介護者支援が大切ですが、様々な虐待ケースで介護を受ける高齢者や家族が何らかのサインを発しています。深刻な状況になることを防ぎ、高齢者や介護者を支えるため、高齢者虐待の可能性を早期に発見できるサインがあります。高齢者虐待発見チェックリストを参考にしていただくのもよいでしょう。

※高齢者虐待発見チェックリストは「高齢者虐待防止の手引き」に掲載されています。詳しくは、福井県ホームページ（長寿福祉課）をご覧ください。

［地域からのサイン］

- □ 自宅から高齢者や介護者、家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる
- □ 庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している
- □ 郵便受けや玄関先等が、1 週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない
- □ 気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしば見られる
- □ 家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている
- □ 近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる

認知症高齢者を見守るネットワークとは

Q.2

夫は、認知症と診断されて 3 年目になります。深夜、家族が寝ている間に寝間着のまま、ひとりで外へ出てしまうことが数回あり、交通事故にあわないか心配です。どのような対応策が必要でしょうか。

A.2

認知症による徘徊は人によって様々な傾向がありますが、いずれも共通するのは介護者の方の負担がとても大きい点です。認知症による徘徊の原因は、見当識障害、不安･ストレス、前頭側頭葉変性症の常同行動、せん妄などが考えられます。認知症高齢者等が安心して外出できるために事前に対応策を検討しておくことが大切です。

①本人の言葉に耳を傾ける

不安や焦りが募って徘徊に繋がるケースがありますので役割を見つけて、安心できる「居場所」をつくっていくことが大切です。安全のため、と必要以上に行動を制限せず、必要とされていることを感じて活き活きとした時間を過ごすことができるよう関わります。

②地域のネットワークの有用性

地域に認知症を正しく理解し、見守ってくれる人が増えれば認知症の人やその家族は安心して地域で暮らしていくことができます。認知症の症状により、外出中に自分がどこにいるのか、自分の家がどこなのかわからなくなり､行方不明になってしまうことがあります。認知症の人の行方不明は、命にかかわるような危険を伴う可能性があり､できるだけ早く発見･保護することが必要になります。市や警察署をはじめ、地域包括支援センターや社会福祉協議会・市内協力事業所・地域の民生委員等関係機関が協力して行方不明になった認知症の人の早期発見・保護を目的とした認知症高齢者等の見守り･SOS ネットワークなどの取組を実施しています。まず相談窓口（地域包括支援センター、17 ～ 32 ページ記載）に問い合わせてみて、該当していれば利用を申し込みましょう。

③成年後見制度の活用

家族や支援者だけの力では対応できない場合は、法的な権限を有する成年後見人の力を借りることも考慮すべきです。後見人等に第三者の専門職を選任することができます。

「成年後見制度」の詳細については、P15 をご参照ください。

詳しくは、当専門相談窓口や弁護士、社会福祉士等に確認をされると良いでしょう。

※徘徊という表現の使用について

自治体などでは徘徊という表現を使わない動きが広がっておりますが、言い換える言葉がまだ全国的に統一されていないことから、この文章では徘徊という表現を一部使用しております。ご了承ください。

「成年後見制度」について

＜成年後見制度とは＞

成年後見制度は精神上の障がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

＜法定後見と任意後見＞

成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の３つに分けることができます。任意後見制度は本人の判断能力が衰える前に、あらかじめサポートしてもらう内容を決めておく制度です。

	分類	対象者	選任	後見人等の権限
法定後見	【後見】	ほとんど判断できない人 精神上の障がいによって、判断能力を欠く常況にある方を保護します。	家庭裁判所	家庭裁判所が後見人を選任し、本人の財産に関するすべての法律行為を本人に代わって行う。
	【保佐】	判断能力が著しく不十分な人 精神上の障がいによって、判断能力が特に不十分なものを保護します。		保佐人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができる。 また、保佐人または本人は、本人が自ら行った重要な法律行為に関しては取り消すことができる。
	【補助】	判断能力が不十分な人 精神上の障がいによって、判断能力が不十分なものを保護します。		家庭裁判所が補助人を選任し、 補助人に対して当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権または同意権（取消権）を与えることができる。
任意後見		判断能力が不十分な状況にある人	本人	代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与えることができる。

※精神上の障がいとは、知的障がい、精神障がい、認知症などをいう。

＜成年後見人の仕事＞

成年後見人の仕事には、大きく分けて財産管理と身上監護の２つがあります。

財産管理	身上監護
現金、預貯金、不動産等の管理	医療に関する契約
収入・支出の管理	施設への入所契約
有価証券等の金融商品の管理	介護に関する契約
税務処理（確定申告、納税など）	生活、療養監護に関する契約

※現実の介護行為は含まれない。
　食料品や衣料品等を購入するような日常生活に関する行為は、本人が自由に行うことができる。

＜相談窓口＞

詳しくは、地域包括支援センター、家庭裁判所へご相談ください。

「福祉サービス利用援助事業」について

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどのある方々で、

- 福祉サービスを利用したいけれど、手続きの仕方がわからない
- 預貯金の出し入れや日常の金銭管理に不安がある
- 訪問販売で、高額な商品をすすめられて困る

このような悩みごとを抱えている場合は、下記の
「高齢者･障がい者日常生活自立支援センター（各市町の社会福祉協議会内に設置）」
でご相談ください。

〔相談時間〕月曜日～金曜日 9：00 ～ 17：00（祝日、年末年始は除く）
※相談無料・秘密厳守

お住まいの市町	実 施 機 関	
福井市	福井市社会福祉協議会	TEL 0776-22-0225
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会	TEL 0770-22-3133 ※ 8：30 ～ 17：30
小浜市	小浜市社会福祉協議会	TEL 0770-56-5800
大野市	大野市社会福祉協議会	TEL 0779-65-8773
勝山市	勝山市社会福祉協議会	TEL 0779-88-1177
鯖江市	鯖江市社会福祉協議会	TEL 0778-51-1839
あわら市	あわら市社会福祉協議会	TEL 0776-73-2253
越前市	越前市社会福祉協議会	TEL 0778-22-8500
坂井市	坂井市社会福祉協議会	TEL 0776-68-5070
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会	TEL 0776-64-3000
池田町	池田町社会福祉協議会	TEL 0778-44-7750
南越前町	南越前町社会福祉協議会	TEL 0778-47-3767
越前町	越前町社会福祉協議会	TEL 0778-34-2388
美浜町	美浜町社会福祉協議会	TEL 0770-32-1164
高浜町	高浜町社会福祉協議会	TEL 0770-72-2411
おおい町	おおい町社会福祉協議会	TEL 0770-77-3415
若狭町	若狭町社会福祉協議会	TEL 0770-62-9005

福井県内の地域包括支援センター

地域包括支援センターとは…

介護保険法で定められた地域住民の保健･福祉･医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関です。

総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護・包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの４つの機能を担います。

センターには、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士が配置され、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたっています。

名称所在地等	**ほやねっと明倫** 〒918-8105　福井市木田１丁目 3308（うららの家内） TEL ０７７６－３３－５７７７　FAX ０７７６－３３－１６１２ E-mail：fukui-kyonan@hikarigroup.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 ①すまいるバス　木田・板垣ルート「板垣中央公園口」下車　徒歩２分 ②京福バス　羽水高校線「南木田」下車　徒歩５分
担当地区	福井市：木田・豊地区	

名称所在地等	**ほやねっとあたご** 〒918-8052　福井市明里町9-20（あたごデイサービス内） TEL ０７７６－３３ －６８００　FAX ０７７６－３３ －６８０１ E-mail：atago@sensuikai.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 ①福井市コミュニティすまいるバス照手・足羽ルート「明里町」下車
担当地区	福井市：足羽・湊地区	

名称所在地等	**ほやねっと中央北** 〒910-0017　福井市文京２丁目 12-23（福島ビル１階） TEL ０７７６－２８－７２７１　FAX ０７７６－６３－５６３３ E-mail：hokatsushien@fmatsubara.com	
交通案内・略図		【交通案内】 えちぜん鉄道、福井鉄道の田原町駅下車　徒歩 10 分（600m 程） フェニックス通り沿い、三菱自動車北側
担当地区	福井市：春山・宝永・松本地区	

名称所在地等

ほやねっと不死鳥

〒910-0859　福井市日之出４丁目3-12（福井市ふれあい公社内）
TEL ０７７６－２０－５６８３　FAX ０７７６－２７－５８５２
E-mail：hoya-net@fureai-kousha.jp

交通案内・略図

【交通案内】
①福井市コミュニティすまいるバス城東・日之出方面「ふれあい公社前」下車すぐ
②京福バス福井駅前１番のりば大学病院線　福井大学病院行「日之出小学校前」下車　徒歩３分
③えちぜん鉄道三国芦原線　三国港行「新福井」下車　徒歩５分

担当地区　福井市：順化・日之出・旭地区

名称所在地等

ほやねっとあずま

〒918-8235　福井市和田中町舟橋 7-1（福井県済生会病院東館内）
TEL ０７７６－２８－８５１１　FAX ０７７６－２８－８１１１
E-mail：h-azuma@fukui.saiseikai.or.jp

交通案内・略図

【交通案内】
①京福バス福井駅西口バスターミナル５番のりばより病院玄関前「済生会病院停留所」JR 福井駅

担当地区　福井市：和田・円山地区

名称所在地等

ほやねっと大東

〒910-0835　福井市丸山町 40-7（愛全園内３階）
TEL ０７７６－５３－４０９２　FAX ０７７６－５３－４０９３
E-mail：daito@asuwafukushikai.jp

交通案内・略図

【交通案内】
①京福バス福井駅西口１番のりば大願寺・心臓センター行き福井心臓センター前　徒歩５分
②えちぜん鉄道　勝山線　勝山行き「えちぜん新保」下車　徒歩５分

担当地区　福井市：啓蒙・岡保・東藤島地区

名称所在地等	**ほやねっと九頭竜** 〒910-8513　福井市高木中央３丁目1701（藤島園内） TEL ０７７６－５７－００４０　FAX ０７７６－５２－１２１２ E-mail：hoyanet-e@car.ocn.ne.jp
交通案内・略図	 【交通案内】 京福バス福井駅前 11 番乗り場から「福井大学病院行き」乗車、「藤島園前」下車
担当地区	福井市：中藤島・森田地区

名称所在地等	**ほやねっと北** 〒910-0067　福井市新田塚１丁目42-1（福井総合クリニック内） TEL ０７７６－２５－２５１０　FAX ０７７６－２５－８２６３ E-mail：kita-houkatsu@kha.biglobe.ne.jp
交通案内・略図	 【交通案内】 ①京福バス福井駅前 10 番のりば福井総合病院線福井総合クリニック経由、約 20 分 ②えちぜん鉄道三国線、「新田塚駅」下車 徒歩１分
担当地区	福井市：河合・西藤島・明新地区

名称所在地等	**ほやねっとみなみ** 〒918-8017　福井市下荒井町 20-6（水谷ビル１階） TEL ０７７６－４３－１３１６　FAX ０７７６－４３－１３１７ E-mail：fukui-minami@kzd.biglobe.ne.jp
交通案内・略図	 【交通案内】 ①福鉄バス杉の木台行き　下荒井口バス停より徒歩２分 福鉄バス杉の木台行き　神社前バス停より徒歩４分 ②コミュニティバス清明循環線 大島・下荒井ルート（大島先回り）ベル前～さくら病院 約 10 分 江端ルート（江端先回り）江端駅東口～さくら病院 約５分
担当地区	福井市：清明・麻生津地区

名称所在地等	
ほやねっと社 〒918-8027　福井市福１丁目1710 TEL ０７７６－３６－１２４６　FAX ０７７６－３６－０１５６ E-mail：yashirohoukatu@asamutuen.jp	

交通案内・略図

【交通案内】
①京福バス運動公園７・８番乗り場より団地入口バス停下車徒歩１分
②京福バス清水グリーンライン８番乗り場より、福町北バス停下車徒歩１分

担当地区　福井市：社北・社西・社南地区

名称所在地等

ほやねっと光
〒918-8063
福井市大瀬町23字101（東安居苑２階）
TEL ０７７６－３５ －０３１３
FAX ０７７６－３５ －０３０１
E-mail：h-hikari@mx5.fctv.ne.jp

こしの相談所
〒910-3553
福井市蒲生町 1-90-1（こしの渚苑内）
TEL ０７７６－６５－０６９９

交通案内・略図

【交通案内】
①京福バス福井駅前：「西学園町」下車

【交通案内】
①京福バス福井駅前：「蒲生」下車

担当地区　福井市：東安居・日新・安居・一光・殿下・清水西・清水東・清水南・清水北・越廼地区

ほやねっと川西

名称所在地等

〒910-0046
福井市南楢原町20字大畑2
（福井リハビリテーション病院内）
TEL 0776－59－1551
FAX 0776－59－1556
E-mail：fukuikawanishi@otaki-hp.or.jp

あゆかわ相談所

〒910-3402　福井市鮎川町107-2-2
TEL 0776－88－2011

交通案内・略図

【交通案内】
京福バス川西・三国線または鮎川線
山形バス停下車　徒歩1分

【交通案内】
京福バス鮎川線　国見校前バス停下車　徒歩2分

担当地区　福井市：宮ノ下・大安寺・鶉・本郷・棗・鷹巣・国見地区

ほやねっと東足羽

名称所在地等

〒918-8537
福井市下六条町201（福井厚生病院内）
TEL 0776－41－4135
FAX 0776－41－3714
E-mail：higashiasuwa@koseikaigroup.jp

すいだに相談所

〒910-2346　福井市楢谷町12-9-2
TEL 0776－90－3858
FAX 0776－90－3839

交通案内・略図

【交通案内】
JR福井駅より京福バス利用
羽水高校線「羽水高校行き」
または戸の口線「西大味」行き乗車
「産業会館厚生病院前」下車　厚生病院内

【交通案内】
①京福バス福井駅前9番乗り場より「大野線」乗車、美山駅前下車　徒歩10分
②JR福井駅より越美北線乗車、美山駅下車　徒歩10分

担当地区　福井市：酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山地区

名称所在地等

敦賀市地域包括支援センター「長寿」

〒914-8501　敦賀市中央町２丁目１番１号（敦賀市役所長寿健康課内）

TEL ０７７０－２２－８１８１　FAX ０７７０－２２－８１７９

E-mail：houkatsu@ton21.ne.jp

交通案内・略図

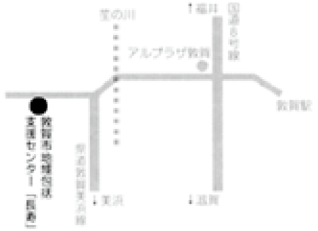

【交通案内】
①コミュニティバス敦賀駅より乗車、市役所前下車　徒歩１分
②福鉄バス敦賀駅より乗車、合同庁舎前下車　徒歩５分

担当地区　敦賀市全域

名称所在地等

敦賀市地域包括支援センター「あいあい」

〒914-0047　敦賀市東洋町４番１号（敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内）

TEL ０７７０－２２－７２７２　FAX ０７７０－２２－３７８５

E-mail：t-shakyo@iris.ocn.ne.jp

交通案内・略図

【交通案内】
①敦賀駅から敦賀市コミュニティバス「中央線」乗車、あいあいプラザ下車すぐ
②敦賀 IC から車で 10 分

担当地区　敦賀市：北・南・西・松原・西浦・東浦・東郷・中郷・愛発地区

名称所在地等

敦賀市地域包括支援センター「なごみ」

〒914-0131　敦賀市公文名１号６番（つるが生協在宅総合センター「和」内）

TEL ０７７０－２１－７５３０　FAX ０７７０－２５－４３５２

E-mail：kumiko.tojima@fukui-min-iren.com

交通案内・略図

【交通案内】
敦賀駅から敦賀市コミュニティバス乗車「公文名口」下車　徒歩 10 分

担当地区　敦賀市：粟野地区

名称所在地等	**小浜市地域包括支援センター** 〒917-0075　小浜市南川町 4-31（健康管理センター内） TEL ０７７０－６４－６０１５　FAX ０７７０－５３－３４８０ E-mail：sien@city.obama.fukui.jp
交通案内・略図	 【交通案内】 ① JR 小浜駅より車で５分 ②あいあいバス健康管理センター線（月･水･金）「健管センター」下車
担当地区	小浜市：小浜・雲浜・西津・内外海・加斗地区

名称所在地等	**小浜市社会福祉協議会地域包括支援センター**(サン･サンホーム小浜内) 〒917-0241　小浜市遠敷 84-3-4 TEL ０７７０－５６－５８５５　FAX ０７７０－５６－５８１０ E-mail：houkatsu@obama-shakyo.or.jp
交通案内・略図	 【交通案内】 東小浜駅より徒歩１分
担当地区	小浜市：国富・宮川・松永・遠敷・今富・口名田・中名田地区

名称所在地等	**大野市地域包括支援センター** 〒912-0084 大野市天神町 1-19 多田記念大野有終会館（結とぴあ） TEL ０７７９－６５－５０４６　FAX ０７７９－６６－０２９４ E-mail：kenko@city.fukui-ono.lg.jp
交通案内・略図	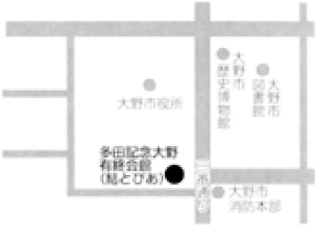 【交通案内】 ① JR 越前大野駅から徒歩 15 分 ②京福バス大野線　京福バス勝山大野線「大野六間」下車、徒歩 10 分 ③越前おおのまちなか循環バス「結とぴあ」下車
担当地区	大野市全域

名称所在地等	**勝山市地域包括支援センター「やすらぎ」** 〒911-0035　勝山市郡町１丁目1-50 TEL ０７７９－８７－０９００　FAX ０７７９－８７－３５２２ E-mail：hokatsu@city.katsuyama.lg.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 コミュニティバスぐるりん「勝山駅前」よりぐるりん中部方面乗車、「すこやか」下車
担当地区	勝山市全域	

名称所在地等	**鯖江市地域包括支援センター** 〒916-8666　鯖江市西山町13-1 TEL ０７７８－５３－２２６５　FAX ０７７８－５１－８１５７ E-mail：SC-ChojuFuku@city.sabae.lg.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 ①JR本線鯖江駅からつつじバス乗車、「市役所」で下車 ②福井鉄道福武線西山公園駅下車、徒歩10分
担当地区	鯖江市全域	
名称所在地等／担当地区	**鯖江地区地域包括支援サブセンター** 〒916-0025　鯖江市旭町4-4-9（木村病院内） TEL ０７７８－５１－０１１２	鯖江地区 新横江地区
	神明地区地域包括支援サブセンター 〒916-0022　鯖江市水落町2-30-1（鯖江市社会福祉協議会内） TEL ０７７８－５１－２８４０	神明地区
	鯖江東地区地域包括支援サブセンター 〒916-0033　鯖江市中野町33-20-1（鯖江ケアセンターみどり荘内） TEL ０７７８－５４－０５１３	中河地区・片上地区・北中山地区・河和田地区
	鯖江西地区地域包括支援サブセンター 〒916-0001　鯖江市吉江町31-7-1（エレガントセニールガーデン内） TEL ０７７８－５３－２７７６	立待地区・吉川地区・豊地区

県内地域包括支援センター

名称所在地等	**あわら地域包括支援センター** 〒919-0692　あわら市市姫三丁目 1-1（あわら市役所健康長寿課内） TEL ０７７６－７３－８０４６　FAX ０７７６－７３－５６８８ E-mail：chojyu@city.awara.lg.jp	
交通案内・略図	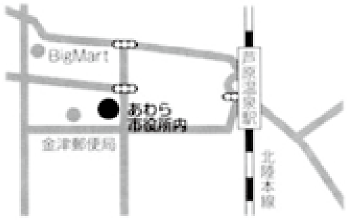	【交通案内】 ① JR 芦原温泉駅より徒歩 15 分 ②京福バスにて「あわら市役所前」で下車、徒歩 1 分
担当地区	あわら市全域	

名称所在地等	**坂井市基幹型地域包括支援センター** 〒919-0592　坂井市坂井町下新庄 1-1 TEL ０７７６－５０－２２６４　FAX ０７７６－６６－２９４０ E-mail：houkatsu-sc@city.fukui-sakai.lg.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 ①坂井市コミュニティバス　ぐるっと坂井「坂井市役所」下車、徒歩０分 ② JR「丸岡駅」下車、徒歩10 分。
担当地区	坂井市全域	

名称所在地等	**坂井市三国地域包括支援センター** 〒913-0046　三国町北本町二丁目 6-65 TEL ０７７６－８２－１６１６　FAX ０７７６－８２－６１１６ E-mail：sami-houkatsu@s-shinseikai.jp	
交通案内・略図	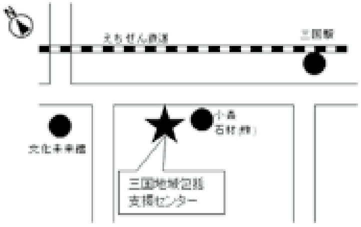	【交通案内】 ①えちぜん鉄道「三国駅」下車、徒歩１分 ②坂井市コミュニティバス　ぐるっと坂井「三国駅前」下車、徒歩１分
担当地区	坂井市：三国町	

名称所在地等

坂井市丸岡地域包括支援センター

〒910-0246　丸岡町西瓜屋 15-12

TEL ０７７６－６８－１１３０　FAX ０７７６－６８－１１２９

E-mail：houkatu@akanekai.jp

交通案内・略図

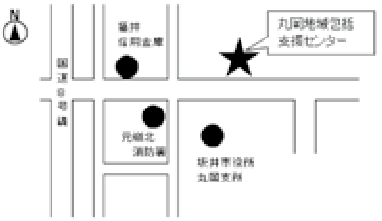

【交通案内】

①坂井市コミュニティバス　ぐるっと坂井「丸岡バスターミナル」下車、徒歩１分

②京福バス「丸岡バスターミナル」下車、１分

担当地区　坂井市：丸岡町

名称所在地等

坂井市春江地域包括支援センター

〒919-0463　春江町江留上昭和 119

TEL ０７７６－４３－０２２７　FAX ０７７６－４３－０２２８

E-mail：houkatu221@po4.nsk.ne.jp

交通案内・略図

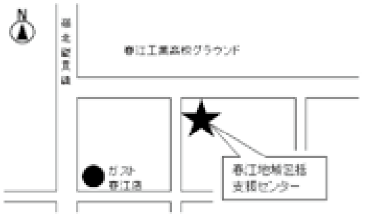

【交通案内】

①坂井市コミュニティバス　ぐるっと坂井「江留上昭和」下車､徒歩２分。

② JR「春江駅」下車、徒歩 15 分、車で５分

担当地区　坂井市：春江町

名称所在地等

坂井市坂井地域包括支援センター

〒919-0521　坂井町下新庄 18-3-1

TEL ０７７６－６７－５０００　FAX ０７７６－６７－２８０７

E-mail：sakaihoukatsu@triton.ocn.ne.jp

交通案内・略図

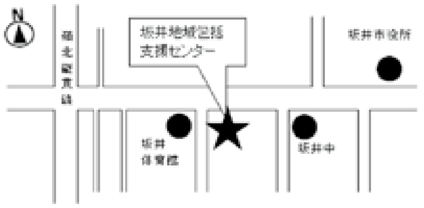

【交通案内】

①坂井市コミュニティバス　ぐるっと坂井「坂井老人センター」下車、徒歩１分

② JR「丸岡駅」下車、徒歩 17 分

担当地区　坂井市：坂井町

県内地域包括支援センター

名称所在地等	**越前市地域包括支援センター**（越前市長寿福祉課内） 〒915-8530　越前市府中一丁目13-7 TEL ０７７８－２２－３７８４（直通）　FAX ０７７８－２２－３２５７ E-mail：tyoujyu@city.echizen.lg.jp	
交通案内・略図	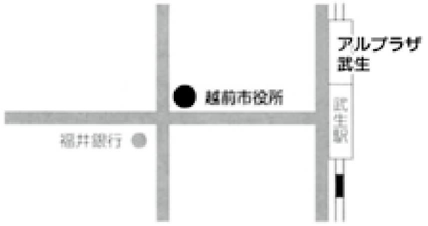 	【交通案内】 JR 武生駅より徒歩２分
担当地区	越前市全域	

名称所在地等	**越前市社会福祉協議会 地域包括支援センター** 〒915-0057　越前市矢船町8-12-1（介護支援センター芦山内） TEL ０７７８－２２－６１１１　FAX ０７７８－２２－８０１１ E-mail：info@echizen-shakyo.or.jp	
交通案内・略図	 	【交通案内】 越前市民バス「畑町北口・みつわ前」 または「矢船町」下車、 徒歩5分(武生青果市場北側道路沿い)
担当地区	越前市：北日野地区・北新庄地区・味真野地区 ※虐待、困難事例対応地区 （上記３地区に加え国高地区・粟田部地区・岡本地区・南中山地区・服間地区）	

名称所在地等／担当地区	**しくら地域包括サブセンター** 〒915-0846　越前市千福町328（しくらティ明日花内） TEL ０７７８－２９－１１８８ FAX ０７７８－２５－５５５０	越前市：南地区・王子保地区・坂口地区
	あいの樹地域包括サブセンター 〒915-0814　越前市中央２丁目9-40 TEL ０７７８－２１－２８８６ FAX ０７７８－２１－３１１０	越前市：西地区・神山地区・白山地区

名称所在地等／担当地区		
	地域包括サブセンターメゾンいまだて 〒915-0207　越前市東樫尾町第８第38番 TEL ０７７８－４３－１８８８ FAX ０７７８－４３－１８７７	越前市：粟田部地区・岡本地区・南中山地区・服間地区
	地域包括サブセンター和上苑 〒915-0096　越前市瓜生町33-12-2 TEL ０７７８－２３－５２５５ FAX ０７７８－２５－５８０１	越前市：国高地区・東地区
	地域包括サブセンター丹南きらめき 〒915-0801　越前市家久町49字 TEL ０７７８－２２－７７７６ FAX ０７７８－２２－４６５５	越前市：吉野地区・大虫地区

名称所在地等		
	永平寺町社会福祉協議会地域包括支援センター 〒910-1192　吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地（永平寺町役場本庁内1階） TEL ０７７６－６１－６１６６　FAX ０７７６－６１－６１６７ E-mail：houkatsu@eiheijishakyo.jp	
交通案内・略図		【交通案内】 ①えちぜん鉄道勝山永平寺線「松岡駅」下車、徒歩５分 ②コミュニティバス「役場前」下車
担当地区	永平寺町全域	

名称所在地等		
	池田町地域包括支援センター 〒910-2511　今立郡池田町薮田5-3-1 TEL ０７７８－４４－８００８　FAX ０７７８－４４－８００９ E-mail：hotplaza@town.ikeda.fukui.jp	
交通案内・略図	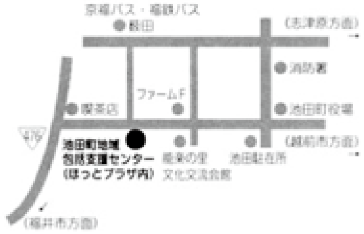	【交通案内】 ①福井方面から京福バス池田線稲荷方面「薮田」バス停下車　徒歩５分 ②越前市方面から福鉄バス魚見、今立方面「薮田」バス停下車　徒歩５分 ③コミュニティバス「なかま号」ほっとプラザ下車
担当地区	池田町全域	

名称所在地等	
	南越前町地域包括支援センター 〒919-0292　南越前町東大道 29-1（南越前町役場別館 1 階 保健福祉課内） TEL 0778－47－8009　FAX 0778－47－3605 E-mail：hoken@town.minamiechizen.lg.jp

交通案内・略図

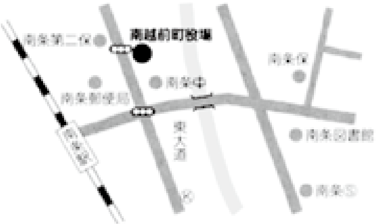

【交通案内】
JR 南条駅下車、徒歩 5 分
国道 365 号線沿い。

担当地区	南越前町全域

南越前町社会福祉協議会地域包括支援センター

名称所在地等

〒919-0131
南越前町今庄 86-5-2
今庄福祉センター２階
（南越前町社会福祉協議会今庄支所内）
TEL 0778－45－1170
FAX 0778－45－0183
E-mail：minasien@mx6.fctv.ne.jp

河野支所
〒915-1113
南越前町甲楽城 7-31-1
河野保健福祉センター１階
（南越前町社会福祉協議会河野支所内）
TEL 0778－48－2260
FAX 0778－48－7100

交通案内・略図

【交通案内】
ＪＲ今庄駅下車、徒歩５分
今庄診療所・今庄老人保健施設隣り

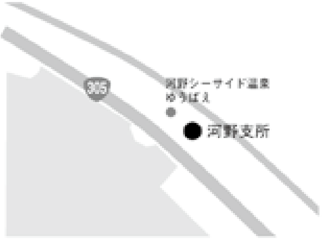

【交通案内】
河野シーサイド温泉　ゆうばえ・
河野診療所隣り

担当地区	南越前町：今庄地区	南越前町：河野地区

<table>
<tr><td>名称所在地等</td><td colspan="2">

越前町地域包括支援センター

〒916-0192　丹生郡越前町西田中 13-5-1（越前町役場内）
TEL ０７７８－３４－８７２９（代）　FAX ０７７８－３４－０９５１
E-mail：houkatsu@town.echizen.lg.jp
</td></tr>
<tr><td>交通案内・略図</td><td>

</td><td>【交通案内】
①福鉄バス神明駅（鯖江市）から越前町役場バス停下車　国道417号線沿い
②福鉄バス越前武生駅（越前市）から越前町役場バス停下車
③コミュニティバス「フレンドリー号」越前町役場下車</td></tr>
<tr><td>担当地区</td><td colspan="2">越前町全域</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>名称所在地等</td><td colspan="2">

美浜町高齢者支援センター

〒919-1192　三方郡美浜町郷市 25-25（美浜町役場　福祉課内）
TEL ０７７０－３２－６７０４　FAX ０７７０－３２－６０５０
E-mail：kaigo@town.fukui-mihama.lg.jp
</td></tr>
<tr><td>交通案内・略図</td><td>
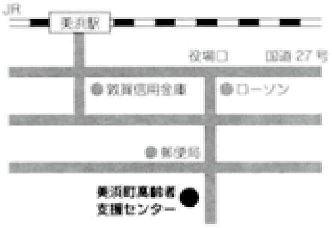

</td><td>【交通案内】
① JR 美浜駅より徒歩 10 分
②コミュニティバス「美浜町役場」下車、または「はあとぴあ」下車、徒歩 2 分
③福鉄バス若狭線「美浜駅口」下車、徒歩 8 分</td></tr>
<tr><td>担当地区</td><td colspan="2">美浜町全域</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>名称所在地等</td><td colspan="2">

高浜町地域包括支援センター

〒919-2201　高浜町和田 117-68（高浜町保健福祉センター内）
TEL ０７７０－７２－６１２０　FAX ０７７０－７２－６１０９
E-mail：fukushi@town.takahama.fukui.jp
</td></tr>
<tr><td>交通案内・略図</td><td>
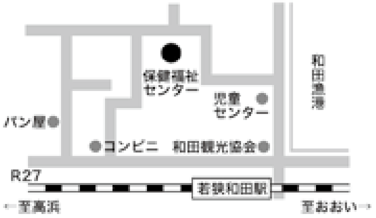

</td><td>【交通案内】
① JR 若狭和田駅下車、徒歩 3 分
②国道 27 号線「若狭和田ビーチ」交差点より、車 1 分</td></tr>
<tr><td>担当地区</td><td colspan="2">高浜町全域</td></tr>
</table>

名称所在地等	若狭町地域包括支援センター 〒919-1592　三方上中郡若狭町市場 20-18 TEL ０７７０－６２－２７０２　FAX ０７７０－６２－１０４９	
交通案内・略図	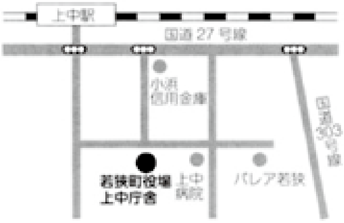 	【交通案内】 ①JR線「上中」駅下車、徒歩５分 ②JRバス「上中」下車、徒歩５分
担当地区	若狭町全域	

名称所在地等	おおい町地域包括支援センター 〒919-2111　大飯郡おおい町本郷 92-51-1 TEL ０７７０－７７－２７７０　FAX ０７７０－７７－３３７７ E-mail：houkatsu@town.ohi.lg.jp	
	保健福祉室 〒917-0383　大飯郡おおい町名田庄下 6-1 TEL ０７７０－６７－２０００　FAX ０７７０－６７－３３０３	
交通案内・略図	おおい町地域包括支援センター 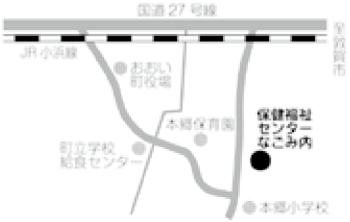 	【交通案内】 JR若狭本郷駅から川上行き路線バスに乗車（５分）「なごみ」下車、すぐ「保健福祉センターなごみ」内
	保健福祉室 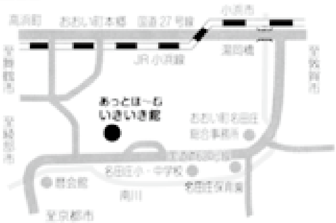 	【交通案内】 JR小浜駅から流星館行き路線バス「流星」乗車（30分）「いきいき館」下車、徒歩１分「あっとほ～むいきいき館」内
担当地区	おおい町全域	

福井県内の各種相談窓口一覧

- 総合的な相談窓口
- 福祉サービス・介護・健康などに関する相談窓口
- その他法律などに関する相談窓口
- 県・各種機関が実施している相談窓口

◆総合的な相談窓口◆

市町名	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
福井市	地域包括ケア推進課	高齢者の日常生活に関すること	福井市大手3-10-1（市役所別館）	不要	電話・来所	0776(20)5400
敦賀市	長寿健康課	高齢者の日常生活に関するさまざまな相談	敦賀市中央町2丁目1-1（市役所）	不要	電話・来所	0770(22)8124
	敦賀市社会福祉協議会 ふれあい福祉相談	法律相談、行政相談など定例日に専門相談員が応じる	敦賀市東洋町4-1（あいあいプラザ）	不要	来所	0770(22)3133（代）
	敦賀市社会福祉協議会 福祉相談	福祉全般にわたる相談に社会福祉士等が応じる			電話・来所	
小浜市	高齢・障がい者 元気支援課	高齢者の日常生活に関するさまざまな相談支援	小浜市大手町6-3（市役所）	不要	電話・来所・手紙・FAX	0770(64)6014
	小浜市社会福祉協議会 心配ごと相談	家庭問題、人権など生活上の相談を毎月第2水曜午後1時～4時実施	小浜市遠敷84-3-4（サンサンホーム小浜）	不要	電話・来所	0770(56)5800
大野市	健康長寿課	高齢者の介護、虐待防止、権利擁護など相談全般	大野市天神町1-19（結とぴあ）	不要	電話・来所等	0779(65)5046
	大野市社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上のさまざまな問題について社協が委嘱した相談員が毎月第2・4木曜の午前中に対応する	大野市天神町1-19（結とぴあ）	不要	来所	0779(65)8773
勝山市	健康長寿課	高齢者に関する様々な相談	勝山市郡町1-1-50（福祉健康センターすこやか）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0779(87)0900
	勝山市社会福祉協議会 福祉総合相談所	生活上の様々な問題や心配ごとに応じる。専門相談（生活困窮相談、障がい者相談）	勝山市郡町1-1-50（福祉健康センターすこやか）	不要	電話・来所	0779(88)1177
鯖江市	長寿福祉課	高齢者の日常生活に関すること	鯖江市西山町13-1（市役所）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0778(53)2219
	鯖江市社会福祉協議会 心配ごと相談	民生委員・児童委員が日常生活に関する様々な福祉に関する相談に応じる 毎月第2・4火曜 午後1時30分～午後3時	鯖江市水落2-30-1（アイアイ鯖江）	不要	電話・来所	0778(51)0091
あわら市	健康長寿課	高齢者の生活上の様々な相談に応じる	あわら市市姫3-1-1（市役所）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(73)8022
	あわら市社会福祉協議会 心配ごと相談	あらゆる生活上の相談に応じる。相談員（民生委員）	あわら市市姫2-31-6（老人福祉センター「市姫荘」） あわら市二面32-16（湯のまち公民館）	不要	電話・来所	0776(73)2253
越前市	長寿福祉課	高齢者に関する総合相談支援	越前市府中1-13-7（市役所）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0778(22)3784
	越前市社会福祉協議会 心配ごと相談	職場、家庭、人間関係など日常生活の悩みごと相談	越前市府中1-11-2（市民プラザたけふ）	不要	電話・来所	0778(22)8500

※この情報は、令和元年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和2年度の情報となっています。

◆総合的な相談窓口◆

市町名	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
坂井市	高齢福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	坂井市坂井町下新庄 1-1	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(50)3040
	坂井市社会福祉協議会 心配ごと相談（三国）	日常生活上の様々な困りごとに心配ごと相談員が応じる（午後 1 時～ 4 時） 三国：第 3 月曜日 丸岡：第 4 火曜日 春江：第 1 水曜日 坂井：第 2 木曜日	坂井市三国町楽円 53-16-1（いきいきサロンセンターあい愛）	不要	電話・来所	0776(82)1170
	坂井市社会福祉協議会 心配ごと相談（丸岡）		坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1（坂井市役所 丸岡支所）			0776(68)5060
	坂井市社会福祉協議会 心配ごと相談（春江）		坂井市春江町江留中 10-15-1（春江総合福祉センターいちい荘）			0776(51)4545
	坂井市社会福祉協議会 心配ごと相談（坂井）		坂井市坂井町下新庄 18-3-1（坂井市社会福祉協議会本部）			0776(68)5070
永平寺町	福祉保健課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	永平寺町松岡春日 1-4	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0776(61)3920
	永平寺町社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上の様々な問題に、社協職員、民生委員・児童委員が相談に応じる（午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分）	永平寺町松岡吉野堺 15-44（松岡福祉総合センター翠荘）	不要	電話・来所	0776(61)6003
			永平寺町飯島 6-34（永平寺老人福祉センター永寿苑）			0776(63)3868
			永平寺町石上 27-27（永平寺町やすらぎの郷）			0776(64)3000
池田町	保健福祉課	生活上の様々な問題に対し、必要な支援を把握し、地域における適切なサービス機関又は制度の利用につなげる	池田町薮田 5-3-1（総合保健福祉センター）	不要	電話・来所	0778(44)8000
	池田町社会福祉協議会 心配ごと相談					0778(44)7750
南越前町	保健福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題	南越前町東大道 29-1（南越前町役場本庁）	不要	電話・来所	0778(47)8009
	今庄事務所		南越前町今庄 74-14			0778(45)8001
	河野事務所		南越前町河野 15-16-1			0778(48)2111
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談（南条）	生活上の様々な問題に社協事務局や介護支援専門員等が相談に応じる	南越前町脇本 17-38-1（南条保健福祉センター）	不要	電話・来所・FAX・手紙	0778(47)3767
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談（今庄）		南越前町今庄 86-5-2（今庄福祉センター）			0778(45)1175
	南越前町社会福祉協議会 福祉総合相談（河野）		南越前町甲楽城 7-31-1（河野保健福祉センター）			0778(48)2260

● 相談窓口一覧

◆総合的な相談窓口◆

市町名	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
越前町	福祉課	高齢者の日常生活に関する様々な問題（専門相談については、各担当課職員が応じる）	越前町西田中 13-5-1	不要	電話・来所	0778(34)8725
	宮崎住民サービス室		越前町江波 50-80-1			0778(32)7711
	越前住民サービス室		越前町道口 1-24-1			0778(37)7711
	織田住民サービス室		越前町織田 36-1			0778(36)7711
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（朝日）	生活上の様々な問題に心配ごと相談員が応じる	越前町西田中 8-20-1 （越前町社会福祉センター）	不要	電話・来所	0778(34)2388
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（宮崎）		越前町八田 5-51-1 （宮崎デイサービスセンターホタル荘内）			0778(32)3210
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（越前）		越前町梅浦 60-15 （越前地域福祉センター）			0778(37)0627
	越前町社会福祉協議会 心配ごと相談所（織田）		越前町織田 106-51-1 （織田保健福祉センター）			0778(36)0698
美浜町	福祉課	高齢者の日常生活に関する相談（福祉サービス、介護、認知症のことなど）	美浜町郷市 25-25 （町役場）	不要	電話・来所・手紙・FAX	0770(32)6704
	美浜町社会福祉協議会 心配ごと相談窓口	日常生活においての困りごとについて心配ごと相談員が応じます。	美浜町郷市 25-20 （保健福祉センター）	不要	電話・来所	0770(32)1164
高浜町	保健福祉課	生活上の悩み、困りごと、福祉サービス、介護予防、認知症のことなど	高浜町和田 117-68 （保健福祉センター）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0770(72)5887
	高浜町社会福祉協議会	生活上の様々な悩み、困りごと、またボランティアに関することなど		不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0770(72)2411
おおい町	介護福祉課	生活上の悩みや福祉サービスのこと、介護予防のことなど	おおい町本郷 92-51-1	不要	電話・来所	0770(77)2760
	保健福祉室		おおい町名田庄下 6-1			0770(67)2000
	おおい町社会福祉協議会 心配ごと相談窓口	生活上の様々な問題に心配ごと相談員が相談に応じる （毎月1回金曜日午前9時～11時30分）	おおい町本郷 82-14 （あみーシャン大飯）	不要	来所	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 総合福祉相談窓口（大飯）	生活上の様々な問題に社協事務局や介護支援専門員等が相談に応じる	おおい町本郷 82-14 （あみーシャン大飯）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 総合福祉相談窓口（名田庄）		おおい町名田庄下 6-1 （あっとほ～むいきいき館）	不要		0770(67)2318
若狭町	福祉課	健康・介護・認知症など生活・福祉サービスに関する内容	若狭町市場 20-18 （若狭町役場上中庁舎）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0770(62)2703
	若狭町社会福祉協議会 心配ごと相談	生活上の様々な問題に心配ごと相談員が応じる（毎月1回火曜日に実施。詳しくは窓口にお問い合わせください）	若狭町井崎 40-80 （地域福祉センター泉）			0770(45)2837
			若狭町市場 18-18 （パレア若狭）			0770(62)9005

※この情報は、令和元年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和2年度の情報となっています。

◆福祉サービス・介護・健康などに関する相談窓口◆

市町名	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
福井市	介護保険課	介護保険の制度に関すること	福井市大手 3-10-1（市役所別館）	不要	電話・来所	0776(20)5715
敦賀市	長寿健康課	介護保険の制度に関すること	敦賀市中央町 2-1-1	不要	電話・来所	0770(22)8180
	敦賀市社会福祉協議会 介護相談･介護保険相談	介護方法や介護保険に関する相談等に、保健師、社会福祉士、介護福祉士等が応じる	敦賀市東洋町 4-1（あいあいプラザ）	不要	電話・来所・FAX	0770(22)3133（代）
小浜市	高齢・障がい者元気支援課	介護保険の制度に関すること	小浜市大手町 6-3	不要	電話・来所	0770(64)6014
	小浜市社会福祉協議会 ふくし・障がい相談支援センター	高齢者の在宅支援に関する相談、保健福祉サービスの利用手続きや福祉用具などの相談、こころの相談（毎週水曜日午前 10 時～午後 4 時）	小浜市遠敷 84-3-4（サンサンホーム小浜）	不要	電話・来所・訪問	0770(56)5802
大野市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	大野市天神町 1-19（結とぴあ）	不要	電話・来所等	0779(65)7333
	大野市社会福祉協議会 在宅介護支援センター	在宅支援などに関する総合的な相談	大野市天神町 1-19（結とぴあ）	不要	電話・来所訪問	0779(65)8773
勝山市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	勝山市郡町 1-1-50	不要	電話・来所	0779(87)0888
鯖江市	長寿福祉課	介護保険の制度に関すること	鯖江市西山町 13-1（市役所）	不要	電話・来所・手紙・FAX・Eメール	0778(53)2218
	鯖江市福祉サービス苦情調整委員会	福祉サービス全般の苦情に対し、利用者擁護委員が相談に応じる				
	介護保険利用者擁護委員会	介護保険サービス利用者の苦情申し立てに対し処理する				
あわら市	健康長寿課	介護保険の制度に関すること	あわら市市姫 3-1-1	不要	電話・来所	0776(73)8022
越前市	長寿福祉課	介護保険の制度に関すること	越前市府中 1-13-7（市役所）	不要	電話・来所	0778(22)3715
坂井市	高齢福祉課	介護保険の制度に関すること	坂井市坂井町下新庄 1-1	不要	電話・来所	0776(50)3040
永平寺町	福祉保健課	介護保険の制度に関すること	永平寺町松岡春日 1-4	不要	電話・来所	0776(61)3920
	永平寺町在宅介護支援センター	介護に関する相談　電話対応は 365 日 24 時間対応　窓口：午前 8 時 30 分-午後 5 時 30 分（土・日・祭日休み）	永平寺町松岡吉野堺 15-44（松岡福祉総合センター）	不要	電話・来所	0776(61)4300
池田町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	池田町薮田 5-3-1（総合保健福祉センター）	不要	電話・来所	0778(44)8000
南越前町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	南越前町東大道 29-1	不要	電話・来所	0778(47)8009
越前町	健康保険課	介護保険の制度に関すること	越前町西田中 13-5-1	不要	電話・来所	0778(34)8710
美浜町	福祉課	介護保険の制度に関すること	美浜町郷市 25-25	不要	電話・来所	0770(32)6704
	健康づくり課	心身の健康に関する問題に、保健師・看護師・栄養士が相談に応じる（家庭訪問も実施）	美浜町郷市 25-25	不要	電話・来所	0770(32)6713
高浜町	保健福祉課	介護保険の制度に関すること	高浜町和田 117-68（保健福祉センター）	不要	電話・来所	0770(72)5887
おおい町	介護福祉課	介護保険の制度に関すること	おおい町本郷 92-51-1	不要	電話・来所	0770(77)2760
若狭町	福祉課	在宅福祉・介護保険の制度に関すること	若狭町市場 20-18	不要	電話・来所	0770(62)2703
坂井地区広域連合介護保険課		介護保険の制度に関すること	坂井市坂井町上兵庫 40-15	不要	電話・来所	0776(91)3309

◆その他の相談窓口（法律相談など）◆

市町名	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
福井市	市民サービス推進課	心配ごと相談、人権悩みごと相談、行政相談、行政書士相談、社会保険労務士相談について定例日に専門相談員が応じる	福井市大手 3-10-1 （市役所）	不要	電話・来所	0776(20)5544 （相談専用）
敦賀市	敦賀市社会福祉協議会 ふれあい福祉相談（再掲）	法律相談、行政相談など定例日に専門相談員が応じる	敦賀市東洋町 4-1 （あいあいプラザ）	不要	来所	0770(22)3133 （代）
大野市	大野市社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律相談に弁護士が応じる。 （毎月第 2、第 4 木曜日の午後 1 時～午後 4 時）	大野市天神町 1-19 （結とぴあ）	必要	来所	0779(65)8773
勝山市	勝山市社会福祉協議会 無料法律相談 ・年金労務相談	生活上の問題を弁護士や社会保険労務士が相談に応じる法律相談 （弁護士：毎月第 2・4 水曜日） 年金・労務相談 （社会保険労務士：毎月第 1 水曜日）	勝山市郡町 1-1-50 （福祉健康センター「すこやか」）	法律のみ必要	来所	0779(88)1177
鯖江市	鯖江市社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律問題を弁護士が相談に応じる。（毎月月曜日2～3回実施 午後1時30分～4時30分） 定員9名	鯖江市水落町 2-30-1 （アイアイ鯖江）	必要	来所	0778(51)0091
あわら市	あわら市社会福祉協議会 無料法律相談	弁護士による専門相談 （毎月 1 回実施）	あわら市市姫 2-31-6 （老人福祉センター「市姫荘」）	必要	来所	0776(73)2253
			あわら市二面 32-16 （湯のまち公民館）			
越前市	越前市社会福祉協議会 無料法律相談	弁護士による専門相談（定員 10 名） （毎月第1・3木曜午前9時30分～正午） 1週間前から電話予約可　1人 15 分以内	越前市府中 1-11-2 （市民プラザたけふ）	必要	来所	0778(22)8500
坂井市	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（三国）	法律上の諸問題に弁護士が応じる （午後 1 時～4 時、定員 9 名） 三国：第 1 月曜日 丸岡：第 2 火曜日 春江：第 3 水曜日 坂井：第 4 木曜日	坂井市三国町楽円53-16-1 （いきいきサロンセンター あい愛）	必要	来所	0776(82)1170
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（丸岡）		坂井市丸岡町西里丸岡 12-21-1 （坂井市役所 丸岡支所）			0776(68)5060
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（春江）		坂井市春江町江留中10-15-1 （春江総合福祉センター いちい荘）			0776(51)4545
	坂井市社会福祉協議会 無料法律相談（坂井）		坂井市坂井町下新庄18-3-1 （坂井市社会福祉協議会本部）			0776(68)5070
永平寺町	永平寺町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が応じる （毎月第 4 木曜日　午後 1 時～ 4 時、定員 8 名） ※2回、開催される月もございます	永平寺町松岡吉野堺15-44 （松岡福祉総合センター翠荘）	必要	来所	0776(61)6003
			永平寺町飯島 6-34 （永平寺老人福祉センター 永寿苑）			0776(63)3868
			永平寺町石上 27-27 （永平寺町やすらぎの郷）			0776(64)3000

※この情報は、令和元年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和2年度の情報となっています。

◆その他の相談窓口（法律相談など）◆

市町名	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
池田町	池田町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が応じる （年間4回　午後1時～午後3時半実施）	池田町薮田 5-3-1 （総合保健福祉センター ほっとプラザ）	必要	来所	0778(44)7750
南越前町	南越前町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が相談に応じる（毎月第２火曜日　午後１時～午後４時実施）	南越前町脇本 17-38-1 （南条保健福祉センター）	必要	来所	0778(47)3767
			南越前町今庄 86-5-2 （今庄福祉センター）			0778(45)1175
			南越前町甲楽城 7-31-1 （河野保健福祉センター）			0778(48)2260
越前町	越前町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が相談に応じる（年８回実施）	越前町西田中 8-20-1 （越前町社会福祉センター）	必要	来所	0778(34)2388
			越前町江波 50-80-1 （宮崎コミュニティセンター）			0778(32)3210
			越前町梅浦 60-15 （越前地域福祉センター）			0778(37)0627
			越前町織田 36-1 （織田コミュニティセンター）			0778(36)0698
美浜町	美浜町社会福祉協議会 無料法律相談	奇数月第３火曜日（原則） 午後１時～午後３時　弁護士相談	美浜町郷市 25-20 （美浜町保健福祉センター）	必要	来所	0770(32)1164
		毎月第２火曜日（原則） 午後１時～午後３時　司法書士相談				
高浜町	高浜町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が相談に応じる（毎月１回実施）	高浜町和田 117-68 （高浜町保健福祉センター）	必要	来所	0770(72)2411
おおい町	おおい町社会福祉協議会 無料法律相談（大飯）	生活上の法律に関する問題に弁護士が相談に応じる（毎月第３金曜日　午後１時～４時実施）	おおい町本郷 82-14 （あみーシャン大飯）	必要	来所	0770(77)3415
	おおい町社会福祉協議会 無料法律相談（名田庄）	生活上の法律に関する問題に弁護士が相談に応じる（年３回　第２金曜日同時間実施）	おおい町名田庄下 6-1 （あっとほ～むいきいき館）	必要	来所	0770(67)2318
若狭町	若狭町社会福祉協議会 無料法律相談	生活上の法律に関する問題に弁護士が相談に応じる（毎月１回火曜日に実施　詳しくは窓口にお問い合わせください）	若狭町井崎 40-80 （地域福祉センター泉）	必要	来所	0770(45)2837
			若狭町市場 18-18 （パレア若狭）			0770(62)9005

相談窓口一覧

◆県・各種機関が実施している相談窓口◆

	名 称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電 話
高齢者全般	福井県社会福祉協議会 「高齢者専門相談窓口」	高齢者やその家族が抱える専門的な悩みの相談（法律、年金、税金、認知症介護） ※詳しくは最終ページをご覧ください。	福井市光陽 2-3-22 （福井県社会福祉センター）	法律のみ必要	電話・来所・FAX・Eメール	0776(25)0294
		高齢者に関する法律相談 （第３木曜日：午後１時～４時） 介護の相談（センター開設時間）	小浜市小浜白鬚 112 福井県社会福祉協議会 嶺南支所内 （白鬚再開発ビル３階）			0770(52)7833
法律	高齢者対象無料電話相談 （65歳以上対象）	65 歳以上の高齢者やその家族、支援者の方を対象とした無料電話相談 毎週月曜日　午後３時 30 分～５時	福井市宝永 4-3-1 サクラＮビル７階 （福井弁護士会）	不要	電話	0776(29)7180 0776(23)5288
	多重債務無料法律相談	債務相談 毎週木曜日 午前 10 時～正午 毎週土曜日 午後１時～３時	福井市宝永 4-3-1 サクラＮビル７階 （福井弁護士会）	必要	来所	0776(23)5255
	本庁有料相談	法律全般　毎週水曜日 午後２時～５時（30 分 5,000 円）	福井市宝永 4-3-1 サクラＮビル７階 （福井弁護士会）			
	丹南法律相談センター	法律全般　毎週火曜日 午後２時～５時（30 分 5,000 円）	越前市府中1-11-2 市民プラザたけふ4階 （越前市消費者センター）			
	嶺南法律相談センター	法律全般　毎週金曜日 午後２時～５時（30 分 5,000 円）	敦賀市東洋町 1-1 （プラザ萬象）			
	弁護士紹介制度	毎週月曜日～土曜日 相談料 30 分 5,000 円＋税	担当弁護士事務所			
	民事・家事当番制度	毎週月曜日～土曜日 １事件につき、初回 30 分無料	担当弁護士事務所			
	弁護士無料相談 （福井市）	法律全般　毎週月・木・金・土曜日 午後１時 30 分～３時（先着順で当日受付可能）	福井市宝永 4-3-1 サクラＮビル７階 （福井弁護士会）	必要		
	弁護士無料相談 （越前市）	法律全般　毎週水曜日 午後１時 30 分～３時	越前市高瀬２丁目 3-3 （越前市文化センター）			
	弁護士無料相談 （敦賀市）	法律全般　毎月第２～５火曜日 午後１時 30 分～３時	敦賀市東洋町 1-1 （プラザ萬象）			
	弁護士無料相談 （小浜市）	法律全般　毎月第１火曜日 午後１時 30 分～３時	小浜市大手町 4-1 （働く婦人の家）			
	日本司法支援センター 福井地方事務所 （法テラス福井）	法的トラブル全般に対し解決に役立つ関係機関や法制度の紹介の情報提供 法テラス福井　平日午前９時～午後５時 コールセンター平日午前９時～午後９時 土曜日午前９時～午後５時	福井市宝永 4-3-1 サクラＮビル２階	不要	電話・来所	法テラス福井 0570-078348
					電話	コールセンター 0570-078374
		無料法律相談（資力要件あり） 毎週火・金曜日　午前中		必要	来所	法テラス福井 0570-078348
	日弁連交通事故相談センター 福井県支部交通事故無料法律相談	毎週火・金曜日 午前９時～11 時 30 分	福井市宝永 4-3-1 サクラＮビル７階 （福井弁護士会）	必要	電話・来所	0776(23)5255
	福井県司法書士総合相談センター無料相談	登記、供託、訴訟、財産管理、成年後見、多重債務問題等 毎週水曜日　午後１時～４時	福井市下馬２丁目 314 番地 （司調合同会館）	必要 （平日10時～3時）	来所	0776(43)1669
	福井県司法書士総合相談センター有料相談	登記、供託、訴訟、財産管理、多重債務問題等 予約して指定された曜日・時間 （1 時間 5,000 円）	担当司法書士の事務所	必要 （平日10時～3時）	来所	（福井） 0776(43)1669

※この情報は、令和元年度末時点のものですが、その時点で新年度の変更が決定していたものについては、令和２年度の情報となっています。

◆県・各種機関が実施している相談窓口◆

	名 称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電 話
介護保険・介護	福井県長寿福祉課（地域包括ケアグループ）	介護保険制度の内容､高齢者の虐待防止に関することなど	福井市大手３丁目17-1（県庁）	不要	電話・来所・FAX	0776(20)0330
	福井県介護実習・普及センター	介護の方法、介護サービスの紹介、福祉用具の選び方、使い方、住宅改修など	福井市光陽2-3-22（福井県社会福祉センター）	用具改修相談のみ必要	電話・来所・FAX・Eメール	0776(24)0086
	嶺南地域福祉相談・介護実習普及センター		小浜市小浜白鬚112（白鬚地区再開発ビル業務棟）			0770(52)7833
	福井県国民健康保険団体連合会	介護サービス、サービス事業者に関する苦情	福井市西開発4-202-1（福井県自治会館４階）	来所のみ予約	電話・来所・FAX・Eメール	0776(57)1614
	福井県運営適正化委員会	介護サービス、サービス事業者に関する苦情	福井市光陽2-3-22（福井県社会福祉センター）	不要	電話・来所	0776(24)2347
認知症	福井健康福祉センター	高齢者の問題行動、認知症に関する相談・指導	福井市西木田2-8-8	不要	電話・来所	0776(36)1116
	坂井健康福祉センター		あわら市春宮２丁目21-17			0776(73)0600
	奥越健康福祉センター		大野市天神町1-1			0779(66)2076
	丹南健康福祉センター		鯖江市水落町１丁目2-25			0778(51)0034
	丹南健康福祉センター武生福祉保健部		越前市文京2丁目13-39（R2年4月~越前市上太田町41-5 南越合同庁舎へ移転予定）			0778(22)4135
	二州健康福祉センター		敦賀市開町6-5			0770(22)3747
	若狭健康福祉センター		小浜市四谷町3-10			0770(52)1300
	福井県立すこやかシルバー病院	認知症高齢者の医療に関する専門的な相談など	福井市島寺町93-6	来所のみ予約	電話・来所	0776(98)2700（代）
	嶺北認知症疾患医療センター松原病院		福井市文京２丁目9-1	必要	電話・来所	0776(28)2929
	嶺南認知症疾患医療センター敦賀温泉病院		敦賀市吉河41-1-5	必要	電話・来所	0770(23)9800
社会保険・年金	福井年金事務所	年金などに関する相談 平日(月曜~金曜)　午前8時30分~午後5時15分 時間延長　週初開所日　午後5時15分~午後7時00分 週末相談　第2土曜　午前9時30分~午後4時00分	福井市手寄2-1-34	要予約	電話・来所（電話は自動音声案内となっています。）	0776(23)4518
	武生年金事務所		越前市新町5-2-11			0778(23)1126
	敦賀年金事務所		敦賀市東洋町5-54			0770(23)9904
	街角の年金相談センター福井（オフィス）	年金に関する相談 平日(月曜～金曜) 午前9時00分～午後5時15分	福井市手寄1-4-1 アオッサ(AOSSA)2階	要予約	来所	0776(26)6070
生活に困窮している方への支援	市町社会福祉協議会または福井県社会福祉協議会	所得の少ない世帯、障がい者や介護を必要とする高齢者がいる世帯の生活安定と経済的自立を図るための貸付	各市町または県社会福祉協議会事務所	不要	電話・来所	各市町社協はP34参照 県社協: 0776(24)4987
	※その他、生活保護・生活困窮者自立支援に関する相談は、各県健康福祉センター、各市福祉事務所にて相談できます。					
消費生活	福井県消費生活センター	訪問販売のトラブルなど、消費生活に関する苦情・相談。また、予約による弁護士等の専門家相談も随時実施。 午前９時~午後５時(祝日年末年始を除く) ※嶺南センターは第３日曜は休館。	福井市手寄1-4-1（AOSSA７階）	不要	電話・来所	0776(22)1102
	福井県嶺南消費生活センター		小浜市小浜白鬚112（白鬚業務棟3階）			0770(52)7830
	悪質商法相談電話	悪質な訪問販売や電話勧誘等の悪質商法で困った場合の相談	福井県警察本部生活環境課	不要	電話	0776(24)4194

◆県・各種機関が実施している相談窓口◆

	名　称	相談内容	所在地	予約	相談方法	電　話
人権	福井県人権センター	人権に関する相談。午前9時~午後5時。 休館日：月曜日・祝日・年末・年始・第1・3・5日曜日およびその前日の土曜日 特別相談（弁護士相談）毎月第３木曜日 午後１時30分~３時まで　要予約	福井市手寄 1-4-1 （AOSSA ７階）	不要	電話・来所	0776(29)2111
ドメスティックバイオレンス被害	DV(配偶者等からの暴力)被害者相談	DV に悩む方、および身近な DV に心当たりのある方 県総合福祉相談所・健康福祉センターでも受付	福井市下六条町 14-1 （生活学習館）	不要 （予約可）	電話・来所	0776(41)7111 0776(41)7112
犯罪被害	公益社団法人 福井被害者支援センター	犯罪による直接的な被害、および被害後に生じる様々な問題 毎週月~土曜日　午前 10 時~午後４時（祝日を除く）	福井市宝永３丁目 8-1 （福井県警察本部宝永分庁舎3階）	来所のみ予約	電話・来所	0120(783)892
犯罪被害	警察安全相談室	振り込め詐欺、悪質商法、夫婦間トラブル虐待など、犯罪に関する相談 ※ 24 時間 365 日対応 ※県警ホームページからメール相談可能	福井県警察本部 （生活安全企画課）	不要	電話・来所 ・E メール	0776(26)9110 または #9110
犯罪被害	犯罪被害者等総合相談窓口	被害を受けた方の困っていること、不安なことなどに関する相談 毎週月~金曜日　午前８時 30 分~午後５時 15 分（祝日を除く） E メールは 24 時間受付 higaisoudan@pref.fukui.lg.jp	福井県安全環境部 県民安全課	不要	電話・来所 ・E メール	0776(20)0730
交通事故	福井県交通事故相談所	電話相談：毎週月・火・木・金曜日 午前9時~午後4時	福井市大手3丁目17-1 （福井県庁 10 階県民安全課内）	不要	電話	0776(20)0518
交通事故	福井県交通事故相談所	面接相談： ＜福井＞ 月・火・木・金曜日 （予約時のみ） 午前９時~午後４時 ＜敦賀＞ 火曜日（予約時のみ） 午前10時~午後3時30分	＜福井＞ 福井市松本3丁目16-10 （福井県職員会館4階） ＜敦賀＞ 敦賀市中央町1丁目7-42 （敦賀合同庁舎１階）	必要	来所	0776(20)0518
交通事故	福井県交通事故相談所	※いずれも、祝日と年末年始（12月29日~1月3日）は、相談の受付をしていません。 ※面接相談場所に相談員は常駐していません。必ず電話予約してください。		必要	来所	0776(20)0518
女性	ユー・アイふくい 相談室	一般（生活全般）毎週火曜日~日曜日 （ただし第３日曜日は休み） 午前９時~午後４時 45 分	福井市下六条町 14-1 （生活学習館）	不要 （予約可）	電話・来所	0776(41)7111 0776(41)7112
女性	ユー・アイふくい 相談室	特別（法律相談）毎月第４土曜日 午後１時~午後４時	福井市下六条町 14-1 （生活学習館）	必要	来所	0776(41)7111 0776(41)7112
女性	ユー・アイふくい 相談室	特別（こころの相談）毎月第１土曜日 午後１時~午後４時	福井市下六条町 14-1 （生活学習館）	必要	来所	0776(41)7111 0776(41)7112
女性	福井県総合福祉相談所	女性に関する各種相談 平日　午前８時半~午後５時 15 分 夜間（電話相談のみ） 午後5時15分~午後10時(毎日)	福井市光陽 2-3-36	来所のみ予約	電話・来所	0776(24)6261
住宅	福井県建築住宅センター	住宅の専門家が公正で中立的な立場から住宅相談・住情報の提供を行う。 電話・来所相談 月曜日~金曜日　午前９時~正午	福井市御幸 3-10-15 （福井県建設会館）	来所のみ予約	電話・来所	0776(23)0457

介護・認知症等各種情報

- みんなで支える介護保険のしくみ
- 認知症・早期発見のめやす
- 暮らしやすくする住宅改修
- 高齢者の福祉施設およびサービス
- 福井県高齢者専門相談窓口

みんなで支える介護保険のしくみ

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。
40 歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

市区町村（保険者）

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- サービスを確保・整備します。

- 要介護認定の申請
- 保険料の納付

- 要介護認定
- 保険証の交付
- 負担割合証の交付

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

- 介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。
施設サービス･在宅サービスの他、福祉用具･住宅改修のサービスがあります。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが、サービスを提供します。

- サービスの提供
- 利用料の支払い

介護保険に加入する人（被保険者）

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第１号被保険者　65歳以上の人

サービスを利用できる人

第１号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市区町村へ届出が必要です。示談前に市区町村の担当窓口へ連絡してください。

第２号被保険者　40歳以上 65歳未満の人

（医療保険に加入している人）

サービスを利用できる人

第２号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障がいを生じさせると認められる疾病。

- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靱帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両脚の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

認知症・早期発見のめやす

ためしにチェックしてみましょう

ものわすれがひどい

- □ 電話を切ったばかりなのに電話の相手の名前を忘れる
- □ 同じことを何度もする（言う・質問する）
- □ しまい忘れ・置き忘れが増えた
- □ 財布・通帳・衣類等を盗まれたと人を疑う

判断・理解力が衰える

- □ 料理・片付け・計算等のミスが多くなった
- □ 新しいことが覚えられない
- □ 話のつじつまが合わない
- □ テレビ番組の内容が理解できなくなった

時間・場所がわからない

- □ 約束の日時や場所を間違えるようになった
- □ 慣れた道（近所）でも迷うことがある

人柄が変わる

- □ 些細なことで怒るようになった
- □ 周囲への気配りがなくなり、頑固になった
- □ 自分の失敗を人のせいにする
- □「このごろ様子がおかしい」と周囲から言われるようになった

不安感が強い

- □ ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- □ 外出時に、持ち物を何度も確かめる
- □「頭が変になった」と本人が訴える

意欲がなくなる

- □ 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- □ 趣味や好きなテレビ番組に興味を示さなくなった
- □ ふさぎこんで何をするにも億劫で嫌がるようになった

日ごろの生活の中で、チェック事項にいくつか該当することがあれば、最寄りの医療機関や地域包括支援センターに相談しましょう。

また、高齢者専門相談窓口では、毎月第２火曜日の午後１時から４時まで認知症介護経験者による「認知症・介護相談窓口」を開設していますので、ぜひご利用ください。

※公益社団法人 認知症の人と家族の会の「認知症」早期発見のめやすを参考にさせていただきました。

暮らしやすくする住宅改修

玄関

外出しやすい工夫を

- ○ 段差はできるだけ小さく
- ○ 身体を支える手すりの設置
- ○ 靴のはきかえは腰掛けて

廊下

安全に移動できるように

- ○ 滑りにくい床仕上げ
- ○ ゆとりある廊下幅
- ○ 手すりがあるとよい

台所

できれば２ヶ所の台所

- ○ 安全な調理器具
- ○ 使いやすい蛇口
- ○ 機能的な配置に
- ○ できれば腰掛けて
- ○ 収納は手の届く位置に

脱衣所

洗いやすい配慮を

- ○ 腰掛けを置く
- ○ ゆとりある広さに

階段

安心して使えるように

- ○ 勾配を緩やかに
- ○ 途中に踊り場を
- ○ 手すりをつける
- ○ 足元灯をつける

浴室

安全な入浴が楽しめるように

- ○ 滑りにくい床仕上げ
- ○ 出入口は引き戸に
- ○ 手すりをつける
- ○ 浴槽の縁に腰掛けを
- ○ できれば暖房を

トイレ

お年寄りの部屋の近くに

- ○ 腰掛け便器にする
- ○ ゆとりある広さに
- ○ 手すりを付ける
- ○ 出入口は引き戸か外開きに

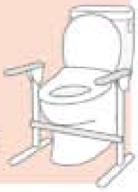

寝室

快適な環境づくりを

- ○ １階の日当たりのよい場所
- ○ プライバシーを大切に
- ○ 収納スペースを十分に
- ○ ゆとりある広さに

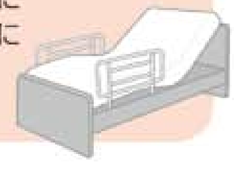

高齢者の福祉施設およびサービス

高齢者の方々が、入所・通所してサービスを受ける施設は多種多様です。ご本人の身体状況・介護度などによって、個々に利用施設は異なります。

ここでは、施設・サービスの種類に基づいて、主なサービスの内容をご紹介します。

施設·サービスの種類	サービスの内容
養護老人ホーム	65 歳以上で身体上、精神上または環境上の理由および経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し援助を行う。
軽費老人ホーム	無料または低額な料金で、高齢者に食事の提供および日常生活上必要な援助を行う。 ◎Ａ型、ケアハウスの２種類がある。
有料老人ホーム	入居者に食事の提供、入浴、排せつ、食事の介護、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する。 ◎老人福祉法に規定された高齢者向けの居住施設。
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。 ◎介護保険上の名称は、介護老人福祉施設。
介護老人保健施設	病状が安定している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行う。 ※長期入院患者の退院後の家庭復帰を促進するための施設。
介護療養型医療施設	長期にわたる療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練その他必要な医療を行う。 ※急性期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設。
ホームヘルプサービス	日常生活に支援が必要な要介護者のいる家庭で、本人や家族が介護や生活援助を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して介護、家事、生活支援、必要な相談・助言を行う。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問介護。
訪問看護ステーション	看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の相談や必要な診療補助を行う。
デイサービスセンター	居宅で生活している要介護者・要支援者に、通所により入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練等を行う。 ◎介護保険上のサービス名称は、通所介護。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行う。
老人短期入所施設	居宅で生活している要介護者・要支援者が、短期間入所し、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助および機能訓練を受ける。 ◎介護保険上のサービス名称は、短期入所生活介護。
認知症高齢者グループホーム	比較的安定した状態にある認知症の高齢者に対し、共同生活を送っている住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上必要な援助を行う。 ◎介護保険上では、居宅サービスの「認知症対応型共同生活介護」に位置付けられている。
小規模多機能型居宅介護事業所	居宅要介護者等について、通いを中心として、訪問または泊まりを組み合わせて、日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、心身機能の維持向上等を図る。
居宅介護支援事業	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行う。

◎社会福祉法人 福井県社会福祉協議会◎
高齢者専門相談窓口のご案内

嶺北

福井市光陽２丁目 3-22　福井県社会福祉センター（１階）
TEL 0776－25－0294

専門相談内容	相談員	日　時
法律相談（**要予約**）	弁護士	第１・３・４水曜日
認知症・介護相談	認知症介護経験者	第２火曜日
年金相談	社会保険労務士	第４水曜日
税金相談	税理士	第２水曜日
高齢者権利擁護相談	社会福祉士・弁護士（第４のみ）	第２・４火曜日

嶺南

小浜市小浜白鬚 112　白鬚再開発ビル（３階）
福井県社会福祉協議会　嶺南支所内
TEL 0770－52－7833

専門相談内容	相談員	日　時
法律相談（**要予約**）	弁護士	第３木曜日

※１　いずれの相談も午後１時から午後４時までです。
※２　法律相談は予約が必要です。
※３　相談は、来所・電話・文書で受けることができます。
※４　その他の専門相談も、なるべく事前にご予約をお願いいたします。
※５　相談日が祝日の場合は、お休みとなります。お盆・年末年始は、日程が変更する場合もあります。
※６　上記窓口開設日時以外は、相談員は常駐していないため、相談に応じることができません。

嶺北 MAP

【交通案内】

①京福バス福井駅前３番乗り場より「学園線」乗車（10分）、県社会福祉センター前下車、徒歩３分

②福井市コミュニティバスすまいる「福井駅」乗り場より西ルートに乗車（15分）、「光陽２丁目」下車、徒歩５分

嶺南 MAP

【交通案内】

JR 小浜駅から徒歩７分

社会福祉法人　福井県社会福祉協議会

高齢者専門相談窓口

嶺　北

〒910-8516
福井市光陽２丁目 3-22
福井県社会福祉センター１階

TEL：0776−25−0294
FAX：0776−24−4187
E-mail：soudan@f-shakyo.or.jp

嶺　南

〒917-0069
小浜市小浜白鬚 112　白鬚再開発ビル３階
福井県社会福祉協議会　嶺南支所内

TEL：0770−52−7833
FAX：0770−52−7834
E-mail：r-kaigo@f-shakyo.or.jp